

平成20年 4月 7日

資 料 配 付
筑波研究学園都市記者会 平成20年4月 7日

国 土 交 通 省
国土技術政策総合研究所

平成19年度第2回国土技術政策総合研究所入札 監視委員会定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所は、国土技術政策総合研究所が執行する工事、建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の公正の確保と透明性の向上を図る目的で、学識経験者等からなる第三者機関として、「国土技術政策総合研究所入札監視委員会」を、平成14年9月から設置しております。

入札監視委員会においては、国土技術政策総合研究所が発注した工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容について、ご意見をいただくこととしております。

平成19年度第2回入札監視委員会定例会議が、平成19年12月6日に開催されましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先			
国土交通省 国土技術政策総合研究所			
茨城県つくば市旭1番地	TEL	029-864-2211	
総務部調査官	水沼	義陽	(029-864-8913)
総務部契約財産管理官	茅場	隆志	(029-864-0564)
企画部施設課長	後藤	正洋	(029-864-2843)

国土技術政策総合研究所第2回入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成19年12月6日(木) 都道府県会館402会議室		
委員		池田 駿介(東京工業大学教授 大学院理工学研究科) 角田 茂(金沢工業大学 参事) 山本 幸司(名古屋工業大学大学院教授) 吉田 倬郎(工学院大学教授 工学部建築学科)		
第1部(定例会議)				
審議対象期間		平成19年 4月 1日 ~ 平成19年 9月30日		
抽出案件		総件数 7件	件名	
工事	一般競争入札方式	1件	① 国総研計算機室耐震補強工事	
建設 コンサル タレント 業務	随意 契約 方式 競争 性有	簡易公募型ポータル方式に準ずる方式(試行)	2件	② 準天頂衛星による高精度位置補正に関する評価分析業務 ③ 公共事業評価手法に関する検討業務
		標準ポータル方式	1件	④ 不同沈下を想定した空港アスファルト試験舗装製作ならびに調査業務
		参加者の有無を確認する公募方式	2件	⑤ 総合評価方式の改善方策に関する調査・検討業務 ⑥ 性能評価手法の高度化に関する調査業務
		物品・役務	一般競争入札方式	1件
委員からの意見・質問 それに対する説明・回答		意見・質問	説明・回答	
		別紙1のとおり	別紙1のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし		

第2部 「随意契約の更なる見直し（発注部局による総点検結果等）」					
審議対象期間		平成19年 4月 1日 ～ 平成19年 7月31日			
・発注部局による総点検結果等 1) 経緯 2) 総点検と見直し 3) 見直し結果 ① 全 体 (29件) ② 個別事案(抽出 8件)		公共調達の一層の競争性を確保するため、国土交通省所管公益法人等との企画競争、公募方式による契約について、応募要件の緩和等必要な措置を講ずる。 ①公募方式を採用するもの ②公募から企画競争へ移行するもの			
抽出案件		総件数	件 名		
		8 件			
建設 コンサル タレント 業務	随意 契約 方式	競争 性 有	参加者の有無を確認する公募方式	8 件	① 国際的な業績測定に関する調査及び国内適用検討業務
					② 金属片が付着しにくい防護柵の構造と、防護柵の不連続部分の構造に関する業務
					③ 総合評価方式の改善方策に関する調査・検討業務
					④ 次世代道路サービス提供システム標準化検討業務
					⑤ 工事实績データ・業務実績データ提供業務
					⑥ 航路基準国際化調査業務
					⑦ 平成19年度生物生息実証実験に関する調査業務
					⑧ 臨海部空港土木施設の地震時液状化挙動に関する屋外実験
委員からの意見・質問 それに対する説明・回答		意見・質問		説明・回答	
		別紙2のとおり		別紙2のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		な し			

意見・質問	説明・回答
<p>第1部（定例会議）</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 入札・契約手続の運用状況報告 (2) 指名停止等の運用状況報告 (3) その他（国総研の入札・契約手続等）</p> <p>【報告事項についての質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止について、独占禁止法違反の代表例について説明願いたい。 <p>【抽出事案審議】</p> <p>『工事・一般競争入札方式』</p> <p>①国総研計算機室耐震補強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募要件で耐震補強工事を過去10年以内に受注した実績を求めているが、民間の実績でも良いのか。 ・ 一般競争入札方式を行っているので、本来複数者の参加が見込まれると、認識しているが、応札者が2者というのはあまりにも少ない。参加者を増やす努力が必要ではないか。 <p>『建設コンサルタント業務・簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式（試行）』</p> <p>② 準天頂衛星による高精度位置補正に関する評価分析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この業務については、継続して5年目の研究の仕上げでもあり、競争性のない特命随意契約で行うことも十分あり得ると考える。このような、他者の参加の可能性があまりないと思われる案件について、企画競争（プロポーザル方式）を行うなど、契約手続きに無駄なエネルギーを使わざるを得ない理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官庁等が発注した土木・建築工事等に関して、建設会社などの複数者が事前に受注予定者を決定し、自らが受注できるようにしていたなど、公正取引委員会が、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令や課徴金納付命令を行った者に対して、国総研が規程に基づき指名停止措置を行ったものである。 ・ 実績要件については、国の実績のみを求めたものではなく、広く自治体、民間等を含めたものである。 ・ 今回の発注を一般競争で行うに当たり、①事前に各四半期毎の発注予定をホームページに掲載 ②周知の公告期間を通常より延長 ③応募要件の緩和等など複数者の応札が可能となるよう、発注者側で可能な努力を行っているが、結果的に応札したのが2者ということであった。 ・ 全国的な統計を行ったわけではないが、全体的に言えることは、一般競争であれば、必ずしも競争参加者が多くなるという状況ではない。 ・ この業務は、前年度の業務と分離することが可能な業務であり、かつ、競争性のない随意契約は、一般競争を原則とする契約方式の例外であり、「公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財務大臣通達）」が発出され、随意契約を行える範囲は、非常に限定的なものに限られることになったこと。また、今回の案件で事前に応札可能者数をデータベース検索上で確認したところ、求めた実績の該当者数が十数者存在していることから、他の業者でも十分履行出来るものと考え、企画競争（プロポーザル方式）による契約手続きを行うことと判断したものである。

意見・質問	説明・回答
<p>③公共事業評価手法に関する検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊な発注案件の場合には、積算基準等もなく設計書を組む上で苦勞されていると考えるが、予定価格の作成は、どのように行っているのか。 プロポーザル手続きで1者に特定した相手方は、随意契約手続きを行うわけであるが、予定価格に達せず、見積合わせを3回も行っているのは何故か。 <p>『建設コンサルタント業務・標準プロポーザル方式』</p> <p>④不同沈下を想定した空港アスファルト試験舗装製作ならびに調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> プロポーザルを辞退した3者に対して、辞退理由等のヒアリングを行っているのか。また、辞退しても次回以降の契約で不利となることはないのか。 <p>『建設コンサルタント業務・参加の有無を確認する公募方式』</p> <p>⑤総合評価方式の改善方策に関する調査・検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務実績に関する要件として、過去5年間の同種業務実績とあるが、これに該当する業者数は何者くらい想定しているのか。 該当する事業者には、契約手続きをする旨の連絡をしているのか。 この業務名称の「総合評価方式」というのは、いろいろなところで使われており、また、発注者や受注者が分かれば良いというものではなく、広く誰でも分かるように、件名の頭に「公共工事における」という文言を付けて、より適切な、発注件名とすべきではないか。 <p>⑥性能評価手法の高度化に関する調査業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計・積算を行う場合には、材料・人件費など単価等が積算基準書に定められているものについては、積算基準書を引用することになっているが、基準のない非常に特殊なものについては、市場調査として、原則、三者以上の複数者に対して部分見積りを依頼し、その見積内容を精査・確認したところで、発注者側の積算と市場調査で確認したものを組み合わせて、予定価格を作成することになる。 1者に特定すれば、特定した相手方提出の見積書の精査を行っていくこととなるが、予定価格は、全て相手方を見積書を採用するわけではなく、発注者側の基準による積算を行う決まりや類似の単価等があり、組み合わせて予定価格を作成するので、1回では決まらず、複数回の見積合わせを行うことがあり得る。 標準プロポーザル手続きは、指名競争となるが、入札の応諾、辞退は業者側の判断に任せられているので、相手方に辞退理由を確認していない。また、指名を受けて、辞退とした場合でも、次回以降の入札等で不利な扱いを受けることはない。 当省が行っている業務以外にも、他省庁、公共団体等を調査した結果、データベース検索上からは少なくとも4者が該当している。 公募を行う場合には、日刊業界紙3社に公示文の掲載、国総研ホームページに、発注予定情報の公表及び発注の公示文を掲載しており、広く公平性を担保する必要があることから、特定の者に連絡をすることはない。 今後においては、より適切な件名となるよう注意していきたい。 特になし

意見・質問	説明・回答
<p>⑦庁舎等施設保全業務（旭庁舎）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3者による一般競争入札で行った案件であるが、2回目の入札で2者が辞退し、最終的に1者残り、その1者と予定価格に達するまで、入札を行ったということか。 <p>【総括】</p> <p>今回の「定例会議」の審議案件については、特に指摘すべき不適切な点、改善すべき点があったとは、認められない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入札執行回数は原則として、2回以内とすることになっている。1回目の入札では3者とも、予定価格に達せず、再度の入札を行った結果、2者が辞退となり、残る1者が応札したものの予定価格に達せず、落札できなかった。このため、発注者側において、この案件に係る再度公告入札の是非、緊急性等を総合的に検討した結果、不落随契の手続きに移行することを決定したものである。 契約担当官が残った1者に対して、参加意思を確認するとともに、続いて不落随契を宣言し、入札から切り替え見積合わせを行った結果、予定価格の範囲内で見積書の提出があったので、決定したものである。

意見・質問	説明・回答
<p>第2部「随意契約の更なる見直し（発注部局による総点検結果等）」</p> <p>①国際的な業績測定に関する調査及び国内適用検討業務</p> <p>②金属片が付着しにくい防護柵の構造と、防護柵の不連続部分の構造に関する業務</p> <p>③総合評価方式の改善方策に関する調査・検討業務</p> <p>④次世代道路サービス提供システム標準化検討業務</p> <p>⑤工事实績データ・業務実績データ提供業務</p> <p>⑥航路基準国際化調査業務</p> <p>⑦平成19年度生物生息実証実験に関する調査業務</p> <p>⑧臨海部空港土木施設の地震時液状化挙動に関する屋外実験</p> <p>【共通審議事項 ①～⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、確認公募を行う業務においても、特殊な設備、技術が必要な部分とそれ以外の部分とに分離できるのであれば、民間参入を考慮して、分離して発注すべきである。 ・ 応募要件見直し後の業務実績において、同種業務と類似業務の扱いはどうなるのか。 ・ 公募で残す「次世代道路サービス提供システム標準化検討業務」は、特許権等があるのか。 <p>【総括】</p> <p>今回の「随意契約の更なる見直し」審議案件については、国総研の見直し案を審議したが、今後の発注手続きにおいて、見直しした案で対応して頂ければ、特に指摘すべき不適切な点、改善すべき点はなかったと判断する。</p>	<p>説明・回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注業務のうち、特定の実験設備、著作権に係る部分が、一体となって実施しなければならない場合には、引き続き公募を考えているが、そうでない場合には、精査の上、極力分離発注を行う方向で調整したい。 ・ 応募要件を緩和して、従前の同種業務の他に、類似業務の実績でも参加を可能とし、民間が参入しやすいように見直ししたものである。 ・ 特許権ではないが、著作権が設定されていることから、公募で対応することを予定している。